

【後期高齢者医療】

被保険者証の更新について

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	
発効年月日	
有効期限	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

現在お持ちの被保険者証の有効期限は

平成 22 年 7 月 31 日です。

○保険証の更新

後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）は毎年 8 月で更新されますので、**7 月下旬に新しい被保険者証を送付いたします**。8 月以降に医療機関などで受診される際には、必ず新しい被保険者証を窓口に提示してください。

○一部負担金の割合の見直し

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年の所得により毎年判定し見直しをするため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。

【一部負担金の割合】

現 役 並 み 所 得 者…3 割
一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ…1 割

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	
発効年月日	
有効期限	
適用区分	
長期入院該当年月日	保 険 者 印
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

現在お持ちの減額認定証の有効期限は

平成 22 年 7 月 31 日です。

○減額認定証の更新

所得区分が**低所得者ⅡまたはⅠ**の被保険者の人が入院される際に、申請により交付される**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）**を、医療機関などに提示することで、**窓口で支払う入院代は自己負担限度額までとなり、1 食あたりの食事代も減額されます**。現在、減額認定証をお持ちで、8 月以降も所得区分が低所得者ⅡまたはⅠとなる場合には、**新しい減額認定証を保険証に同封し、7 月下旬に送付いたしますので、申請の手続きは必要ありません**。

問い合わせ先

鏡野町健康増進課

電話 (0868) 54-2025

岡山県後期高齢者医療広域連合

電話 (086) 245-0090